

議 事 録

平成30年3月30日作成

会 議 の 名 称	第4回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	平成30年1月11日（木） 午後1時30分～午後2時55分		
会 議 の 開 催 場 所	役場3階 委員会室		
事務局（担当課）	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	0名
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第4回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 平成30年1月11日(木) 午後1時30分～午後2時55分

2. 場 所 役場3階 委員会室

3. 議事日程

【報告】

①農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

②農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

【審議】

①農地法第5条の規定による許可申請書について

②農地法第5条の規定による許可申請書について

4. 出席者

(委員)

会長 大西 義雄 会長代理 浅田 泰男 委員 栗辻 喜久雄

委員 井上 謙一 委員 種田 悟

委員 川村 脩一 委員 木村 修 委員 清水 正純

委員 高山 一郎 委員 田中 幸造 委員 中村 清司

委員 西田 尚弘 委員 藤原 弘

(事務局)

局長 名越 誠治 次長 佐藤 成一

担当 川井 哲也 担当 西崎 大樹

5. 欠席者 1名

6. 傍聴人 0名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 木村 修

署名委員 高山 一郎

<p>事務局</p>	<p>それでは定刻になりましたので、ただいまから第4回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の司会を担当いたします事務局の西崎です。よろしくお願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、座って進行させていただきます。</p> <p>本日の案件は、報告案件といたしまして、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」が2件、審議案件といたしまして「農地法第5条の規定による許可申請書について」が2件の、合計4件となっております。</p> <p>それでは開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をいただきます。大西会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さん、改めまして新年おめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。今日はこの冬一番寒いということで、西日本、特に日本海側で、かなり雪が積もってるといった状態でございます。そのせいか野菜が、非常に上がってるということで、ものによっては2倍、大根なんか1.5倍ですか、白菜なんかも。そういうことでテレビでやってましたけど、そういったことで、我々島本町のほうは何とか幸いにそういったことないですけど、体に十分注意していただきたいと思います。</p> <p>今日の案件につきましては、かねがねから島本町の検討にありました、島本駅西側の開発にともなう関係であります。一時転用でボーリングとかそういうのをやるということでございます。非常に注目をされているということでございますので、活発なご意見をお伺いしていただければと思います。よろしくお願いいたします。簡単でございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。それでは議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案に入る前に、委員の出席状況について報告いたします。委員14名中、出席者が13名、欠席1名でありますので、島本町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、本日の農業委員会は成立しておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。木村 修委員、高山 一郎委員にお願いいたします。</p>

事務局	次に、本日傍聴者はございますか。
議長	傍聴者はおられません。
事務局	<p>傍聴者もないようでございますので、議案に入りたいと思います。それでは、報告案件に入ります。まず、1 件目の「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、報告案件①の「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」ですが、ご説明に入ります前に皆様におわびがございます。受理通知書、3 ページにもございますように、本件は平成 2 9 年 7 月 2 7 日付で受理通知書を作成しており、会長専決要領第 5 条の規定により、直近の農業委員会に報告することとされております。したがって、1 0 月に開催されました第 2 回農業委員会で報告すべき案件でございましたが、報告を失念しておりました。今後、同様の報告漏れがないよう、確認の体制を強化してまいります。申しわけございませんでした。</p> <p>それでは、改めまして報告案件①についてご説明いたします。</p> <p>資料の 1 ページをご覧ください。届出のあった土地は広瀬一丁目の 1 筆で、地番、地目、面積、権利を取得された方はご覧のとおりとなっております。賃借権を相続されたため、届出が行われたものでございます。届出の内容につきましては、遺産分割協議書によって確認しております。2 ページが届出書、3 ページが受理通知書でございます。</p> <p>簡単ではございますが、報告案件①の説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明ありました。賃借権を相続したという届出でございますが、本件について、委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたらお受けいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結し、報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは次の案件について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告案件②の「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」を説明させていただきます。</p> <p>資料の 4 ページをご覧ください。届出のあった土地は尺代の 4 筆で地番、地目、面積、権利を取得された方はご覧のとおりとなっております。所有権を相続されたため、届出が行われたものです。届出の内容につきましては、登記事項証明書によって確認しております。5 ページが届出書、</p>

議 長	<p>6 ページが受理通知書でございます。</p> <p>簡単ではございますが、報告案件②の説明は以上でございます。</p> <p>先ほどと同様の内容でございますが、ただいま事務局から説明ありました。所有権を相続したという届出であります。本件につきまして、皆様方のほうから、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>
委 員	<p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>特に発言がないということでございますので、質疑を終結し、報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは審議案件に入ります。</p> <p>まず1件目の審議案件について事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、審議案件①「農地法第5条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。</p> <p>まず、会議が始まります前にお配りしました、この2枚の紙のうちの調査方法、機械ボーリングと書いているほうの紙をご覧ください。</p> <p>本件は、J R 島本駅西側の土地区画整理事業を実施するにあたり、事前に土質調査を行うための一時転用申請でございます。</p> <p>ボーリング調査とサウンディング調査という2種類の調査が行われる予定ですが、それぞれ簡単にご説明させていただきます。</p> <p>まず今ご覧いただいておりますボーリング調査ですが、こちらの図面にありますとおり、やぐらを組みまして、原動機を使用して地面を掘ることにより、地層の状況を調査するものです。掘削する穴は最大で直径11.6cm、深さは状況によって異なるのですが、目安はここに書かれているように15mから20mになるとの説明を受けております。</p> <p>続きましてもう1枚お配りしております紙、スウェーデン式サウンディングと書いている紙をご覧ください。サウンディング調査は、原動機を使わず、重りの重力で地面を掘ることにより、軟弱な層の厚みを調査するものです。この調査の際の穴は最大で直径3.3cm、深さの目安は6から7mになるとのことです。</p> <p>なお、いずれの調査も4月以降の耕作に支障がないよう対策を講じるとの説明を受けております。</p> <p>それでは資料の説明に入らせていただきます。</p> <p>資料の7ページをご覧ください。上の5筆がボーリング調査、下の8筆がサウンディング調査を実施する予定となっております。場所は桜井二丁</p>

目から桜井五丁目までの13筆で、地番、地目、面積、貸主、借主はご覧のとおりとなっております。

8ページをお開きください。8ページと9ページが申請書でございます。市街化調整区域内の一時転用のため、大阪府知事宛ての申請書となっております。申請者はご覧のとおりで、使用貸借権を設定したいという申請となっております。使用貸借契約ですので、賃貸借契約とは異なり、賃料の支払いはございません。8ページ中央の「1. 当事者の氏名（名称）、職業及び住所」は後ほど出てきます別紙1に記載されております。その下、「2. 許可を受ける土地の所在等」ですが、13筆合計で8,849㎡でございますが、そのうち転用する面積、実際に穴をあける面積は0.0602㎡となっております。各筆の所在等は後ほど出てきます別紙2に記載されております。

9ページに移りまして「3. 転用計画」の欄をご覧ください。土地区画整理事業を実施するにあたり、事前に土質調査を実施するための転用でございます。転用期間は大阪府の許可後から2カ月間となっております。

その下、「4. 権利を設定・移転しようとする契約の内容」ですが、大阪府知事の許可後2カ月間、使用貸借権を設定するという内容となっております。

その下、「5. 資金調達についての計画」につきましては、調査費全額を借主が負担するという内容となっております。

その下、「6. 転用することによって生ずる付近への被害防除の概要」については、調査終了後に原状回復を行うことなどが記載されております。

10ページから24ページまでが別紙1で、当事者の氏名、職業及び住所が記載されております。

25ページが別紙2で、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、所有者氏名等が記載された一覧表でございます。

26ページから36ページまでが借主の法人登記事項証明書、37ページから40ページまでが借主の定款でございます。

41ページから58ページまでが、申請のあった土地の登記事項証明書でございますが、登記されている所有者の住所と現在の住所が異なる方につきましては、住民票により、所有者本人であることを確認しております。

59ページから75ページまでが公図、76ページが地役権図面でございます。地役権図面につきましては、申請地のうち1筆の一部に地役権の登記がされており、その部分の転用でないことを確認するため、提出を求めたものでございます。

77ページが位置図で、事業の予定区域を赤で囲っております。

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>事務局</p>	<p>78ページから89ページまでが印鑑登録証明書。</p> <p>90ページが借主の預金残高で、土質調査を実施できる資産を有しているかどうかの確認を行うため、提出を受けたものです。</p> <p>91ページ、92ページが一時転用計画書でございます。</p> <p>93ページは事業区域を示した図面。</p> <p>94ページから101ページまでが事業に関する協定書でございます。</p> <p>102ページが調査予定箇所を示した図面で、赤い三角がついている5カ所がボーリング調査、青いひし形がついている8カ所がサウンディング調査を予定している箇所となっております。</p> <p>103ページ、104ページが先ほどご説明しました調査実施方法の詳細でございます。</p> <p>105ページが土地の選定理由書で、他の土地では実施できない理由を含め、どのような経緯でこれらの筆を選んだかが記載されております。</p> <p>106ページが工程表でございます。</p> <p>107ページから110ページまでは、借主は支店長名で申請書を提出されているため、会社代表者から支店長へ権限が委任されていることを確認するため、提出を求めたものでございます。</p> <p>111ページは水利組合と調整を行い、排水について同意を得たことを証する書面でございます。</p> <p>資料に関する説明は以上でございますが、本案件につきましては、市街化調整区域内の農地転用でございますことから、大阪府知事の許可案件となります。そのため、農業委員会で承認をいただいた後、大阪府農業会議の常設審議委員会に意見聴取を行い、本農業委員会の意見を添付して大阪府に申請書を送付いたします。</p> <p>なお、大阪府へ送付する際、90ページの残高一覧には、島本町農業委員会確認済みの旨を記載し、農業委員会の公印を押印して大阪府に提出します。</p> <p>長くなりましたが事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局から説明のありました案件でございますが、担当地区の農業委員から補足説明をお願いしたいと思います。桜井の清水委員から補足説明ありましたらお願いいたします。</p> <p>102ページをお開きください。これは。</p> <p>清水委員済みません。マイク入れていただいていたいいですか。</p>
----------------------------------	---

<p>委員</p>	<p>102ページお願いいたします。この図が島本町西地区土地区画整理事業のボーリング、あるいは埋蔵調査の掘る位置でございます。</p> <p>ボーリングは、さっき説明ありましたように、赤の三角、それとサウンディングのやつ、これはひし形の青い分です。この位置を図面上ではこういう形になっておるんですけども、今このボーリングのこの図、ちょっと見てもらって、さっきの説明では、穴の大きさ66から116cmと言われていましたが、116mmです。10cm強最大でというような形になっています。</p> <p>一番心配しているのが、一応一時転用という形になっています。来年の米の耕作、これはやってくださいということで、ここの地権者には米を作る段取りをしていますけども、そのどちらに、例えばボーリングあたって、ボーリングの穴をあけて、水がどういうふうに流れていく、あるいはそれをとめるためにどうするんやということを、この間自治会ありまして、そこでそういう説明をどういうふうにするんやと聞いたところ、一応やりますというが、どういうふうにやるというのは、そのフジタが業者に頼んでするということで、どこまで、フジタ自体はどうするということ把握してませんけども、一応農業委員として、ボーリングするにあたって立ち会いをしたいと思います。田んぼですので、水が流れると、肥料あるいは除草剤が全部流れてしまうので、その辺をはっきり把握して、また今度の機会に、どういうふうになって、どういうということを報告したいと思います。</p> <p>でその田んぼの位置ですけども、ざっとの位置で、この間フジタと話ししとったんやけど、このボーリングに関しては、10cm強の穴を15から20mあけますので、できたら田んぼのねきにある、あぜ道、ああいうところを掘れば、そこを穴をあけたところで水が心配ないだろう、そういう形でどうですかという提案をさせてもらいました。そういうことであれば、そこでできる限りそういう方向で、ボーリング調査をしたいということを考えてもらいましたので、この時点でちょっと報告させてもらいたいと思います。</p> <p>もう1件、埋蔵物の件ですけども、</p>
<p>議長</p>	<p>それは次の審議案件。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですか、それならボーリングに関しては以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>今のあれは、ボーリングの直径はさっき言うたんが何ぼやったかな。11.6言うたかな。</p>

委員	はい。70mmから100。
議長	11.6cm言うたんちゃうか。
事務局	はい。
議長	事務局言うたん、それが11.6mm。
事務局	ええ。
委員	116mm。
議長	それなら一緒やん。11.6cm。言うてること同じやけども、それで、どういう処置を後するって、水持ちをするかということはフジタからはまだはっきり聞いてないということ。
委員	今の段階では。
議長	聞いてない。
委員	はい。
議長	大きな問題やな。
委員	ええ。
議長	それ大きな問題や。
委員	そうです。それを詰めてやらんことにはどうしようもない。だから水が漏れるというのは田んぼの真ん中では、絶対水が漏れます。水を漏れんためにはどこでどうしたらええかということで、私のほうで、あぜのところをぎりぎりあぜのところを掘れば、そこがようは水がたまらんということで、そういうことでどうですかという提案を今させてもうてる最中です。
議長	それやったら、あぜの中心やったら、あぜ幅があったら水が入らないわな。しかしそのあぜの場所が、ボーリングというのは建物のサイズを考えて、やるからそこではあかんと、やっぱり田んぼの真ん中しかあかんということがでてけえへんか。その辺ははっきりしとかなあかん。

委員	ただね、102ページの図面ではこの位置で掘りますよということが、確定されておるんです。
議長	されてないの。
委員	田んぼの真ん中ではないです。
議長	これみなあぜか。
委員	いやいや、だからこれ田んぼになっとるんですよ。
議長	うん、これ田んぼになってるな。
委員	田んぼやけども、できるだけ田んぼに穴あけんような方法でどうですか。要は穴掘って、地盤調査みたいなもんやから、どこにどれだけの層があって、どうやこうやいうところの話やから、ちょっとぐらい離れてもいいんじゃないかという話はしとったんです。
議長	次、続けて高山さんから話聞かせてもらおうか。
委員	今、話あったように、ボーリングはやるんですけども、今言われたように、田んぼのできるだけ、端のほうでやるというのは、ちょっと聞いたんですけど、真ん中では恐らくやらないと思うんですけども、文化財とかそういうやつやから、実際にどこを掘るかというのは、これ決めるのは役場の教育委員会ですので、その辺がちょっとわからん点やけど。 文化財ということになると教育委員会でしたか。勝手に、まあ極端にいうたらフジタが掘って出てきたからいうて持っていくんか、その辺は私ようわからん。普通は教育委員会が主体になるんでしょうね。
議長	その辺は、2人の委員さんおっしゃったことは地元地権者に、一時転用やから、元に戻すわけやから、それはそういう心配を地権者がしたはるわけや今、2人が代表で言うたはるということは、地権者何人かいてはるでしよ。
委員	補足します。204ページ。
事務局	会長、多分今、文化財の話にいつてしまってる。

議 長	文化財やったら別よ。次にある案件。とりあえずボーリングの件。
委 員	ボーリングの件は今言った。
議 長	僕が言うたんは、今2人が言わはった件は、心配する大事な件や。地権者が同じ農業委員さん言わはるから、地権者十数人おられるけども、それも同じ意見やと思うけども、地権者も心配してますか。
委 員	ボーリングの件に関して、きのう、おとつい、説明会をしたんですよ。
議 長	地権者と。
委 員	うん。
議 長	業者が。
委 員	業者と、地権者が集まって、説明会をこういうふうにやります、説明会をして、一応意見は出ませんでした。
議 長	うん。
委 員	この図面も一応配付しまして、ついてますから、多分納得されていると思うんです。
議 長	そしたら今の最後に出た意見について、事務局がかなり把握していると思うので、その辺ちょっと答弁してもらえますか。 ボーリングな。
事務局	まず、ボーリングの話です。説明わかりにくくて申しわけないんですけど、まずちょっと高山委員おっしゃっていただいたのを、ちょっと1回整理させていただきますと、高山委員、今さっき文化財発掘調査の話をちょっとしていただいたと思うんですけど、それこの次の案件になっていますので、そのときにまた改めてお話しさせていただければと、ご質問いただければ、ご回答させていただきます。 ボーリング調査の件、サウンディング調査の件ともにですけども、当然ながら地権者の方に、事前に事業者の方、当然印鑑証明もらっておられますので、説明をしていただいていると、我々は当然ながら把握しています

	<p>し、当然そうやられています。</p> <p>で、ボーリング調査、我々農業委員会としては、このいただいた図面のところで、行われるもんだというふうに把握はしておりますが、清水委員おっしゃったとおり、この三角というのも、この図面でしたらすごく大きい、102ページの図面でしたら、到底11.6cmのあれではないんですよ、もっと図面の縮尺でいったら、大きな三角になるんで、動ける範囲というか、そのやりやすいというか、後の耕作に影響のない範囲で、できればあぜでというお話をされたのも、私伺っておりますし、当然、清水委員と同じ情報しかもっていないですけども、ボーリング調査が終わった後、埋め戻しについては、今後しっかりと検討しますと業者のほうに指導いたしますというふうなことは、我々のほうも伺っておりますので、当然申請書のほうも後の耕作に影響ないようにしますというふうに書いてありますので、耕作の影響ないように、清水委員、立ち会っていただけたということも、先ほどおっしゃっていただきましたが、春以降もう一度、米をつくれる状況にしますというふうに、我々のほうも伺っております。</p> <p>ボーリング、サウンディング調査の補足というか、今いただいた意見で、我々が言えることはこのぐらいかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>今事務局から説明ありました。その上に立って皆さん方、ご質問、ご意見は。</p>
委 員	<p>済みません。今これやられる審議ですけど、1番、2番同じものなんでしょ、大体、計画としては。</p>
議 長	<p>ボーリングと、ちょっと違うから。内容的には。</p>
委 員	<p>いやいや、だからそういうことではなくて、都市計画としては。だから先、2番説明していただいたほうがいいんじゃないかと。その上立って質問とか。</p>
事務局	<p>済みません。粟辻委員おっしゃるとおりですけども、実は分けた理由が、2件目ですが文化財発掘調査の土地が実は清水委員の土地も入ってまして、ちょっと退席していただかなくてはならなくて、そのために分けて説明をしております。</p>
委 員	<p>だから、採決も1、2踏まえて採決やったらどうです。</p>

委員	だから分けたと言うてるからそんでええやん。
委員	私のほうの質問は1、2一緒やから、その辺の事項を質問したい。
議長	議長としてやっぱり法的に考えても、清水さんの入っているところを、そらやっぱり採決できないから、案件、離して、ダブってもいいやん質問。 そやから今回、今はボーリングのことでしてくださいな。 遺跡調査のときにボーリングとよく似た質問がもう一回出ても、議長として認めますから、そういうことでやってよろしいですか。 はい、そうします。その上に立って質問。
委員	これ、いろいろようけ資料をもらっとるんですけど、一つの開発としての資料やと思うんです。だから我々知りたいのは、こういった個々の小さい誰その土地をどうのこうのというのではなくて、開発全体として、どういう開発なっていくんやろ、だから島本町は、今非常に農地は少なくなっているわけですね、この開発することによって、今現在ある農地が、どれだけの面積のものが開発対象になっとなって、将来いつごろどういうふうになっていくのかいうのを、農業委員としては、その辺が一番心配なんですよ。だから個々の今のするために、ボーリングするために一部を、云々とかいうよりも、みんな全体でスケジュール的にどういうふうになっていくのかと、まずそれを説明してもらわないと、審議のしようがないところです。
議長	今、要するに今後の計画も含めてどうなっていくんやということやね、この先。
委員	だから農業委員としては、農地がどうなっていくかというのが一番問題やから。
議長	わかりました。大切なことやと思うわ。 事務局その辺はどうなんですか、今後の計画。このまま一応業者がフジタがしている計画はどう進んでいくというのは、説明できますか。
事務局	はい。お答えいたします。 一つ、ごめんなさい、うちのほうで、その図面をつければよかったのかもしれないんですけども、西側、JR島本駅の準備組合というものがございまして、そちらのホームページのほうに、今の状況であったり、大まかなスケジュール等々が、ホームページに出ておりまして、そちらに書いて

	<p>あるのものが全てにはなるんですが、住民の方向け、当然農業委員の方、来ていただいても結構ですけども、1月19日に説明会も開かれることになっておりまして、そのときに詳細な説明がされるということになっている、そちらの資料、おつけしておいたほうがちょっとわかりやすかったかなというふうに考えております。</p>
議 長	<p>それはコピーできるんかいな。</p>
事務局	<p>まだできないです。</p>
事務局	<p>ホームページに載ってる分はできるんですけども、ちなみに今日農業委員会ということで、あくまでこちらの筆の一時転用ということで、今回つけなかったということがありますので、大変わかりにくくて申しわけないんですが、農業委員会として、出せる資料というのがこちらになってきますので、そちらについては申しわけないですが、ご理解いただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>ちょっと済みません。スケジュールの関係で、概略というか、ご報告させていただきます。来年度、平成30年度に都市計画手続に入る予定をしております。</p>
委 員	<p>言うたら今ですやん。</p>
事務局	<p>はい。30年度です。4月以降。</p>
委 員	<p>4月ね。はい。</p>
事務局	<p>順調にいけば来年度の末、平成31年3月ごろに桜井地区が市街化区域に編入されるスケジュールで今予定をしております。</p> <p>その後、今、準備組合ですけども、本組合に変わりました、その後に工事に入るということで、少なくともまだ1年半ぐらいは農地のままの状態になるのかなと思うんですけども、ただ今後スケジュールの状況によって、まだ大分前後する可能性はあるかなというふうに思っております。</p>
議 長	<p>はい。よろしいか、大体の概要はそういう。</p>
委 員	<p>はい。</p>

議 長	その上に立って。
委 員	その上に立って、この先ほどの調査費用、これは当然町の負担でしょ。 1, 500万の調査費。
委 員	これフジタが出す。
議 長	立てかえちゃうか。
委 員	これはフジタが立てかえておいて、それから組合につけかえるようになってる。
議 長	そうそう。
委 員	だから、一部立てかえてあって、最終的には町が負担するようになってますんやわ。
議 長	あっ、そう。そうなっとるん。
委 員	組合のほうに。これがフジタもってくるわけやな。
議 長	契約書は立てかえやねん。
委 員	立てかえて対応って書いてあるだけであって。
議 長	いや、契約書や、全て。
事務局	よろしいですか、済みません、ちょっと補足説明させていただきます。 1件目のこの案件については、区画整理事業の組合施行という形になっておまして、今は準備組合の業務代行予定者であるフジタが立てかえております。 本組合になったときに、組合の事業費としてこの資金を要は回収するという形になっております。 2つ目の案件にちょっと入るんですが、2つ目の案件の文化財試掘については、町の教育委員会が事業費を出すということになっておりますので、町が出すというものは2件目の案件だけになっております。 以上でございます。

議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>じゃあ、これはフジタが立てかえてるということや。組合が最終的には出すということ。</p>
委 員	<p>工事のためのやつあったら組合やろな。</p>
委 員	<p>いやいやだから、組合ということは、町からつくということ。</p>
委 員	<p>違うやん。地権者やん。</p>
委 員	<p>地権者から出すと言うことか。</p>
委 員	<p>ということは、あれですな、桜井の農地の保有者が対象になるということころは出すということですか。</p> <p>ということは、都市計画税ですな、それで徴収してそこから出すと。</p>
議 長	<p>いやそんなん違う。</p>
委 員	<p>違うのか。</p>
議 長	<p>それ、案件からずれとるから、また後で説明してもうたらええと思うけど。</p> <p>ほか何か、今の件で何かございませんか。</p> <p>とりあえず、これは2カ月間一時転用という点、それは先ほど、栗辻さん言うたように、将来は区画整理事業と市街化区域に線引きを変えということ、そこへ戻った状態で合流したいということですから、転用やけども、法的に言うたら、一時転用は必ず元に戻さないといけないから、調整区域であるということであるから、やっぱ農業者の代表として、今一番気にしたのは、一番最初に清水さんと高山さんが、ボーリング後の処置、それから水のことを心配されているということの中で、これ簡単に農業委員会として、全員賛成ですと言えないんで、それがはっきりしてからせないかんのではないかなと思うので、17日、私常設委員で、これこの委員を案件を通さんことには1カ月おくれるんです。そうすると、業者のほうにも損害を与えるんで、17日までに、業者のほうも一遍来ていただいて、清水さんと高山さんと、私、会長、副会長ぐらい出て、そりゃその件を詰めてその上で大阪府のほうに出すということが、今の話きいた中ではトラブらん、一番ええのではないかと思ったんで、そういうことにしたいなと思うんやけど、いかがですか。</p>

委員	ちょっとあのね。
委員	ボーリングのあれとしては、やるけども田んぼ後1年やからどっだけ影響出るかだけやね、水がどれだけ漏れるとか、そんな極端なことはないと思うんです。
議長	思うけども、後でしもたということになったら、農業委員会そういうことも確認せんと、許可したんかと。
委員	確認はね。
議長	<p>こういうことになるので、ボーリングの一時転用の一番のポイントはここです。水がもつかもたんか。これ完全に転用するもんやったら関係ない。</p> <p>だから農地、地権者からしたら、その辺文句が出たときに、農業委員会責任あるし、負の責任が出てきよるんで、そこだけはもう一度、業者のやり方を聞いて、それで申請をします。</p> <p>17日の大阪府常設委員会でこれを申請を認めなあかんので、そうすると1カ月おけると、業者損失になったら、損害賠償とか、そういうこと出てくるので、そういうふうにさせてもらいたいかがなもんかなということ、逆に私のほうから提案したい。</p> <p>いかがですか。</p>
委員	<p>反対じゃなくて、これのいろいろもらった書類のコピー、これは大阪府に対して申請した書類違いますの。</p> <p>だからこの書類をね、本来なら農業委員会でもらっておいてその後に申請すべきものと違いますの。</p>
議長	全てこういうのは先に出して、そこそこ整理されてから、最終的にいろんな開発全てが。
委員	開発するのはええけど、農業委員の審議を経て、やっていいですよ、という審議終わってから申請するべきもん違うんですか。
議長	違う。誰か答弁。
事務局	恐れ入ります。この申請手続の流れについて、簡単にご説明させていた

	<p>できます。</p> <p>まず、本日農業委員会でご承認いただいた後に、17日に、先ほど大西会長おっしゃっていました常設審議委員会というものが、大阪府農業会議で実施されます。その後、農業委員会の意見書を添付しまして、大阪府に申請書を提出しますので、まだ大阪府には申請書、提出されていない状態です。</p>
委員	<p>このもらってるコピー、29年12月27日、大阪府知事宛ての申請書、これはどういう意味。</p>
議長	<p>何ページの。</p>
委員	<p>8ページの。</p>
事務局	<p>これは、今、農業委員会に提出されている、大阪府知事宛ての申請書でございますので、今、農業委員会の手元でございます。</p>
議長	<p>ここで採決して、賛成もらったら、これを持って大阪府に行くわけやん。</p>
委員	<p>ここは本来ならば、農業委員会と書くべきものやと。</p>
議長	<p>今のところはな、この段階では。それをいただいて、ここで審議して全員賛成もらったら、これもって17日いくわけやん。</p>
委員	<p>それやったらわかる。</p>
議長	<p>そこからまた知事のほうにいきよる、そういうもんです。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい。どうぞ。</p>
委員	<p>結論を一部の役員だけで、業者と接触して、ほならええと、それもどうかと思うんですよ。せっかく委員さん、みんなよっておられるので、だから一つの方法として、水もれせやんようにとか、ことばは別として、条件つきでこれを承認するというようなことはできないんですか。書類上。</p> <p>もし、そんなことができひんのやったら、もう一遍業者ここへ来てもう</p>

議 長	<p>て、納得いけるように話をしやなあかん。 一部の役員でやってしもたら、悪い例になると。</p> <p>そしたら全員ここへ来ていただいて、もう1回詰めて、事務局が、再度全員の中で話を事務局がこういう話をしましたということを説明してもらうかや。 うち大阪府で条件つきでこれ申請書、そんな失礼なことできませんわ。</p>
委 員	<p>こんなパイプで穴を開けるくらい、ええやろ田んぼ、1年だけ1回きりや。</p>
委 員	<p>思うんねんけど。</p>
委 員	<p>きちっと埋めますいいよったら、ええってせやなあかんのちゃうか。</p>
委 員	<p>いやだからね。</p>
委 員	<p>結局、一時転用でまた要は埋め戻して田んぼをつくるから問題ですよ、転用してからのボーリングであれば、水もへっちゃくれもどこ掘っても、別に関係あらへんねんけども。</p>
委 員	<p>1回つくらなあかん。</p>
委 員	<p>そうそう、1年後つくらなあかんから、そこで、田んぼは水が大事やから、水が漏れた田んぼなんてね、ものつくられんし、薬も流れよるし、肥料もながれよるし、だからそこ一番ネックで問題や、だから私も行って、せんど言うとなんねんけど。</p> <p>どういうふうにするのやと言うても、フジタ自体はわからん。 だからそれを詰めて、今大西会長言われたように、そこを詰めて、わからんかったら、業者の下請の人連れてきてもうて、ここで、説明してもうても、私はそんでいいと思いますよ。</p>
議 長	<p>というのは、一時転用の鉄則は、必ず元の状態に戻すということが、一時転用ですよ。転用する前、元の状態にすると、だから写真もとったりするんやけど、それが水が漏れるとか、いうことになったら、完全な一時転用になってないということになりますので、これ大きな問題になるんで、それは各自農業委員会とするというふうでなかったら、農業委員会の意味がない。この一時転用。</p>

委員	<p>結局だから、水が漏れるのも、あぜというところがあるんだから、そのあぜをぎりぎりのところに掘って、水が下に流れんような状態でほってもらったら、私はええと思うて、一応提案しておきましたけど。フジタとしてもどういうふうに、回答をもらってないからわからないけども、そういう点は一応しておきました。</p>
議長	<p>だからちゃんとやってるかもわからんけども、我々は疑心暗鬼になるので、そういう疑心暗鬼の中で、地元の農業委員さんそういうこと言われてる中で、これを無理やり進めていくことができない。</p> <p>そやからやっぱりこれ問題ないと、納得した上で、あともしこの話が潰れて、農地が潰れてしまったと訴訟問題なっても、これは絶対勝てるという状態にしとかんことには、農業委員会としてはあきませんわ。</p> <p>そやから私はそれをもう1回どっかで詰めて、簡単な覚書きも書いて、大阪府にもっていくということが絶対ベターです。</p> <p>ということで、あと、全員が来てもらうのは何かと思うので、地元の農業委員さんと、会長、副会長、事務局で話を詰めて、納得できたら、あとは任せてもらうと、じゃあ17日間に合うんではないかなと思うんで、私は提案しとるわけです。</p> <p>これ、曖昧なこの意見が農業者にもれたら大変なことになる。今日は傍聴おらんからいい。</p>
委員	<p>今日、一応そういう話の上で、一応書面だけつくってもらわなあかん。それはいいですか。</p>
議長	<p>そういうこと言うなら採決取ろう。</p> <p>今の件ボーリングの件、そういうことで、全て問題ないということで、大阪府常設委員にもっていくということで賛成の方。挙手、手を挙げて。</p>
委員	<p>ちょっと待って。</p> <p>済みません。そのもっていくということで、111ページの排水同意書なんですけども。</p>
議長	<p>111。</p>
委員	<p>ええ。一応。</p>
議長	<p>これ。</p>

委員	一番下の水利組合長の清水照光さん、ありましたね。 これ島本町の水利組合長なのか、どこの水利組合長なんやないうことで、書類的にどこのというのがいるのじゃないかな。
議長	抜けてるな。桜井水利組合や。
委員	その辺入れてもらわんと。どんな書類でも入ってると思うんやけど。はい。
議長	桜井水利組合長と。
委員	高浜水利組合ですけどね、桜井だけの水利組合では、本当はぐあい悪いねん、これ。桜井の残排水が高浜の水利組合と直結してる、直結やないわ、部分的につながっとんねん。
議長	そうなんや。
委員	だから本来は高浜水利組合もこの中にいれてもらわなあかんねん。
議長	つながってんの。
委員	つながってる。
議長	これ水流れてきよんの。
委員	高浜のどこに流れるの。
委員	直接的には関係ないんやけど、部分的に、高浜の今サントリーの跡地にビル建ってる、あそこにつながってる。
議長	そうか。
委員	流れるのは。
委員	別にかまへんよ。かまへんけど、本来ならば周辺水利組合の許認可もいるはずなん。

委員	あそこへ流れてない。
議長	そらそうですわ。新丸取ゴルフ場は、尺代の水利組合と広瀬の水利組合の判子もらって返してるから。
委員	そうそう。まあいいです。別に。
委員	どうしてもあれやったら、高槻市のほうから流れてる、高浜は流れてない。水の流れ。
議長	一応その件、川村さん事務局調べてもろて、根本的に変わらないと思うんですけども、何かの紙に書いてもらおうと、書類を変更したらええだけやから。
委員	別に反対してるわけじゃない。
議長	そうしたらどう。
議長	そのかわり検討せなあかん。水利組合。
事務局	<p>済みません。まず最初の桜井と書いてないことについては、書かなあかんなど、そのとおりです。</p> <p>それはそのとおり、申請者の方に、桜井とここ追加してもらうように、皆さんのほうにも、水利組合長の方おられるんであれなんで、今までの経緯からしまして、開発以外、普通の転用もそうなんですけども、水利組合のほうに相談してくださいねって、相談してたときは、基本的にその農地が、農地というか水利組合の、その担当の方のみしか今までも当然ながらご案内してなかって、別の要は桜井の転用があって、一回一回その高浜の方にも相談してくださいね、ということは今まで言っていたことはありませんので、それ今回もその例でやらせていただいたので、多分今後もそういう形になるかなと思います。以上です。</p>
議長	ボーリング自体は、余り水利、権利は高浜もありますけど、おこったらあかんけども、そう大きな問題が出てこうへんけども、本当に開発されるというときは、これ同意があるんじゃないかと。もし水が本当に流れるとしたら、水道へ、高浜水路やね。間違いない。
議長	そしたら。

議 長	<p>先ほどの件で、いかがですか、私が言うた、とりあえず詰めて、すっきりした状態で常設委員会にかけると。私も質問されたら答えられないから。どういうことや、つめるんですか言われたら、どういう土を使って、どういうかっこするんや言われたら、私答えられない。島本町農業委員会会長として、そやから私、よろしいか。</p> <p>その件について、賛成の方。もう一度挙手してください。</p>
委 員	<p>業者呼んで。</p>
議 長	<p>そうそう詰めるということ。</p>
委 員	<p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ということですよ。</p> <p>そういうふうにして、早速。事務局これから、終わってからでもええし。</p>
議 長	<p>すぐ終わるわ。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議 長	<p>それで手を打ちます。</p> <p>そしたら2件目、よろしいですか。2件目の事務局よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、審議案件②「農地法第5条の規定による許可申請書について」をご説明させていただきます。</p> <p>まず、資料の205ページをご覧ください。</p> <p>本件は、先ほどと同様、JR島本駅西側の土地区画整理事業を実施するにあたり、事前調査を行うための一時転用申請でございますが、こちらは埋蔵文化財の試掘調査を実施するための一時転用申請となっております。この図面に書かれているとおりですが、3m×3mの穴を重機で掘る方法により、文化財が埋まっていないかを確認するものです。穴の深さは、状況によって異なりますが、2m前後になるとの説明を受けております。掘削によって出る残土を置くスペース3.5m×4mをすぐ横に確保し、調査終了後は土を埋め戻すことにより、原状回復することです。また、埋め戻した土を重機で押し固めるなどし、4月以降の作付に支障がないよ</p>

う適切に対応するとの説明を受けております。

それでは112ページをご覧ください。場所は桜井二丁目から桜井五丁目までの計20筆、地番、地目、面積、貸主はご覧のとおりで、借主は島本町教育委員会の教育長となっております。

114ページをお開きください。114ページと115ページが申請書でございます。申請者はご覧のとおりで、使用貸借権の設定を目的とした申請となっております。114ページ中央の「1. 当事者の氏名（名称）、職業及び住所」は後ほど出てきます別紙1に記載されております。その下、土地の所在等をご覧のとおりとなっております。許可を受ける土地の所在等ですが、20筆合計で19,171㎡ございますが、そのうち転用する面積は483㎡となっております。各筆の所在等は後ほど出てきます別紙2に記載されております。

115ページに移りまして、「3. 転用計画」の欄をご覧ください。土地地区画整理事業を実施するにあたり、事前に埋蔵文化財試掘調査を実施するための転用でございます。転用期間は大阪府の許可後から2カ月間となっております。その下、「4. 権利を設定・移転しようとする契約の内容」ですが、大阪府知事の許可後2カ月間、使用貸借権を設定するという内容となっております。その下ですが、「5. 資金調達についての計画」につきましては、調査費全額を島本町教育委員会が負担するため、予算を計上しているという内容となっております。

116ページから135ページまでが別紙1で、当事者の氏名、職業及び住所が記載されております。

136ページが別紙2で、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、所有者氏名等が記載された一覧表でございます。

137ページから162ページまでが申請のあった土地の登記事項証明書でございますが、登記されている所有者の住所と現在の住所が異なる方につきましては、住民票により、所有者本人であることを確認しております。

163ページから170ページが公図で、色が薄くて見えにくいかもしれませんが、申請のあった筆をピンクで囲っております。

171ページが位置図で、事業区域を赤で囲っております。

172ページから186ページまでが印鑑登録証明書。

187ページから192ページまでが島本町の歳出予算内示書の一部で、借主の島本町教育委員会が、埋蔵文化財試掘調査を実施できるだけの予算を計上しているかどうかの確認を行うため、提出を受けたものです。

193ページ、194ページが一時転用計画書でございます。

195ページは事業区域を示した図面。

196ページから203ページまでが事業に関する協定書でございます。

	<p>す。</p> <p>204 ページが調査予定箇所を示した図面で、黄色の丸がついている 21カ所が調査を予定している箇所となっております。</p> <p>205 ページが転用面積を算出する根拠となる図面。</p> <p>206 ページが土地の選定理由書で、他の土地では実施できない理由を含め、どのような経緯でこれらの筆を選んだかが記載されております。</p> <p>207 ページが工程表でございます。</p> <p>208 ページは水利組合と調整を行い、排水について同意を得たことを示す書面でございます。</p> <p>なお、先ほどの案件と同様ですが、大阪府知事の許可案件となりますので、農業委員会で承認をいただいた後、大阪府農業会議の常設審議委員会に意見聴取を行い、本農業委員会の意見を添付して大阪府に申請書を送付いたします。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました案件について、審議に入ります前に、本件は、清水委員にかかわる事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定によりまして、清水委員は議事参与が制限されます。清水委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(清水委員 退席)</p> <p>清水委員には一時退席していただきました。</p> <p>それでは、担当地区の高山委員から補足説明ございましたら、先ほど同様お願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>先ほどちょっと言いましたように、文化財のほうは、専門は教育委員会になるんで、私もちょっと、どういうふうに掘ってというのは、場所は大体出ておったんですけども、実際いろいろ、この資料は役場の資料を見るまで、どこのところを掘るか、はっきり名前も聞いていなかったんで、この資料、4、5日前に送ってもらって見て、初めてどこの田んぼを掘んねんなどというのが、名前がはっきりした状態で、実際問題ちょっとよくわからないのです。これ見て、初めて今日もちょっと調べて、桜井のどこの人の田んぼがここにあるというのが大体わかって、そやから、実際にはちょっとよくわからないのです。</p>
<p>議 長</p>	<p>いや高山委員、言われた。</p>

<p>委員 議長</p>	<p>西側のほうは大体わかるんですけど。</p> <p>ちょっと所感を言うと、会長として一時転用の、一般で開発事業者が転用となるでしょ、その転用というのは売買されたもので、開発した業者が、マンションやったり、開発するんやから、それはそれで余り知らなかったも、転用するときに問題ない、あと残った田んぼがどうなるかとか、そういうのを逆に農業委員さんチェックしてやったらいいねんけども、今回のように、一時転用という中でついた場合は、よく覚えといってもらわないといかんのは、元に戻すという前提で許可するんやから、元に戻すかわからんようなことは、地元の農業委員が理解できない。あるいは所有者がわからんということについては、転用申請する資格がないという、これが本当の話。だから事務局が、そういうことを踏まえた上で、理解するまで、粘りこく、丁寧に説明をするように、行政さんが、ここやったら教育委員会にさすということが大事です。どこの農業委員会でも同じや。</p> <p>逆に先ほども言うたとおり、転用してしまうというのは、売買してしまつたら、ものを買うつもりでやるんやから、農地戻さないんだから、それはそれでいいやと、それを今後ね、一時転用というのは余りないけども、それだけ難しいもんであると、思った上で対応してもらおう。ここはここまで、フジタいうたら大きな会社やし、なれてるから、丁寧に説明すると思う。これはちょっと、私憤慨したい。いうとこと思うんやけど。</p> <p>その上たって、ご説明、ご質問。栗辻さん。</p>
<p>委員</p>	<p>一般的に開発される場合、文化財の調査費用というのは、今までどういう形で、誰が負担しておるかというのを聞きたい。</p> <p>今回の場合、町の予算で対応するということやけれども、なぜ今回だけ町の予算で対応しなきゃいかんのか。その辺の説明がちょっとなかったから。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局、お願いします。</p> <p>お答えいたします。私も教育委員会ではありませんので、教育委員会の担当者から聞き及んでる話になるんですが、試掘調査につきましては、ほかの地区につきましても、島本町の予算で対応している。それがなぜかという、国庫がさらに、今回歳出しかつけてないんですけども、歳入のほうも、実はありまして、国のほうからお金をもらってやると、言い方違ひましてごめんなさい。島本町が、教育委員会がお金を出すんですが、それに対する補助を国からもらうという形で、試掘調査については、ほかの地</p>

	<p>区もおおむねこの形でやっている。</p> <p>本発掘、実際試掘調査して出てきましたというふうになってきたら、施工者のお金、事業費は施工者の方に出してもらおうという形になっていると聞き及んでいます。</p> <p>繰り返しになりますが、今回だけ島本町がお金を試掘調査出しているわけではございません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>以前、第一小学校の裏で、水無瀬離宮の大きな調査で出てきましたな、あの時も同じことですか。事務局。</p>
事務局	<p>水無瀬離宮というのはどちらのこと。</p>
議 長	<p>水無瀬神宮、第一小学校やから。</p>
委 員	<p>小学校の裏ぐらい。あそこに大きな出て話題になった。それも同じやり方なん。</p>
事務局	<p>それがいつのあれか確認していないので、今ははっきりとわからないのですが、とりあえず聞いているのは、試掘、本発掘ではなくて、試掘調査の分は、要はそこに文化財がある、壊してはいけないので、あるかどうかを確認するための調査ですので、それは町の負担でやると、実際そこにあるとわかったのに、開発をするというときは、事業者が負担するのが当然でしょうということになっていると聞いております。</p> <p>要は、そこにあるかどうかわからないのに掘るので、島本町がやるんで、島本町というか国からお金もらうのですが、それは別として島本町教育委員会としてやるというふうに関わり及んでおりますので、ちょっと済みません、先ほどの離宮の分が、ちょっと過去の経緯を知らないのでもっと答えられないですが、そのような形なっていると答えさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>今度は試掘やから、この辺あるということがわかったら、今度は業者。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
議 長	<p>そういうこと。</p>

委員	ということはもう一回調査するわけ。
事務局	はい。
議長	あればや。
事務局	あれば。
委員	あれば。
議長	なかったらしまい。
委員	なかったらやられない。
議長	そうそうそう。
委員	あるとかないとかは、ああ、今回やってか。
議長	大体僕が聞いているのは。
委員	原則的には、本来なら売ってから事業者がやるんだけど、今回は先にやると、なかった場合は、次のそういった文化財の調査はいらない。
事務局	うん。
委員	うん。 今回、安くなるわけね、町負担でやって、それからの今回やるやつについては。
議長	島本町で、試掘しんでも文化財があるということはほとんど掘んではるんですけども、今のところは、全然そういう事業がなかったの、なかったん。だから試掘しはると思うねん。 この前東大寺で、うちが4丁目なんか、あれわかっているから、初めから業者の負担でやらさしよったわ。
委員	ということは、本来ならば業者が負担してやらなあかんものを、町が先にやって、町の費用でやると、その費用を開発するにあたって、後から徴収するということはないわけ。やってもらう。結局売る人は今回いるんだ

事務局	<p>から、それだけ。</p> <p>済みません。試掘調査というのは、そこに文化財があるかないかを要は過去にそういう所で調査がされてないんです。だからそこにあるかないかがまず、ちょっとここまで言い過ぎたらあれなんかもしれないんですけど、向かいに桜井駅跡公園があるんで、多分あるんですね、で、ですが、それも含めてそこに文化財がどの辺まで入っているかどうかということも確認するために、試掘調査というのを過去にやられていないので、町として把握するために必要です。そこでこの辺にあるということがわかったので、文化財発掘調査をなささい、してくださいということで、文化財発掘調査をするのは事業者の負担ですので、事業者にとってプラスになることを島本町教育委員会としてやっていることはないと思います。</p> <p>島本町としてはプラスになるんですけど、試掘してるんで、事業者にとって別にプラスになるということは特段ないと思います。</p>
委員	<p>いやいや。事業者がやらなくていいんやろ。だから今回ないとした場合。それなら安くなる。業者にとったら。</p>
委員	<p>それは。</p>
委員	<p>業者が負担しなくていいから費用出さなくていいから。</p>
委員	<p>出てきたら。</p>
議長	<p>文化財埋蔵の法律があって、そんな国がこうやりなさいって、国から補助費が出てくるわけ、そやからそれをやるのに、ここに何があるかわからないから、一遍島本町として、国の予算いただいて、あるかないかを調べましようということやから、これ問題ない。</p> <p>もし、あったら、その業者がどんなもんがあるかいうことを調べる。</p>
委員	<p>なかったらいらん。</p>
委員	<p>そらどこでも。</p>
委員	<p>言われてんねん、俺も。</p>
委員	<p>さっきから聞いてたら、なるほどいう話してくれたはるけど。これ俺土木のプロやけど、土地を掘ったら、後は田でけへんよ。</p>

	<p>なぜかいうたら、水入れたらにえ込むねん。俺それが心配やねん。そない言うたはるけど、口では、みななるほどと思っはるやろ、そやけど土木の専門家にしたら、一遍掘ったとこ水入れて、トラクター入れてみな、そんなもん亀なりよるよ。それをみんな知ったはるかなと、それだけちょっと質問したい。俺不安に思たから。</p>
議 長	<p>ありがとう。だから僕が言うたように、一時転用は怖いんちゃうって言うてるわけ。永久転用にすんねんさかい、こな心配ないって。 一時転用はこういうことこそ、農業委員会、ちょっと心配せなあかんですよ。これを農業委員会やと言うてるんや。</p>
委 員	<p>今度は問題や、これは。</p>
委 員	<p>ボーリングより地質調査のほうがかなん。</p>
議 長	<p>元へ戻るかということ。</p>
委 員	<p>元へ戻らへん絶対。</p>
委 員	<p>さっきも話あったように、穴ほるのがこんな小さいやつやから、そんなんは、先ほど言うてるけど大丈夫やと思うねん。</p>
委 員	<p>これ3 mと3 m書いてある。</p>
委 員	<p>こっちのほうは今中村委員が言うように、トラクターはちょっと身動きとれんようになる。</p>
議 長	<p>一時転用して、お米を植えるというから問題になっている。</p>
委 員	<p>みんな書いて、オーケーみたいになつとるから、そやから、ある程度覚悟の上で。</p>
議 長	<p>それは農業者が地権者が覚悟してもうええわと思てやったはんねやったらええけども、それで問題出されたら、農業委員会、ものすごい責任なるから、よそでもこういう問題起こしてるから、僕はそれを知ってるから。</p>
委 員	<p>経験してるから言うてるだけでね、そら知らん。</p>

議 長	後、これで終わってボーリングした後、ものが建つんやと、米をつくらへんいうんやったら、ほとんど問題ないねん。 農地戻すということに問題がある。
委 員	そうそう。大西会長がやかましく言ってるように。
議 長	そこんとこ農業委員会勉強するところ。
委 員	それを考えたらこんな、口ばっかしやいうのに。
委 員	復旧の仕方が問題やのに、金さえかけたらもとの田んぼに戻せるわけ、粘土質とか鋼構とか何とかいろいろ層をつくってきちっと戻したらいけるって。
委 員	元に戻らへんて。
委 員	いやいや、金さえかけたら。
委 員	そやから埋め戻して、油圧かけたかて。
委 員	油圧って土の質が違うかなもう。
委 員	そうそう。
委 員	鋼構か何か、粘土質とか、かたい層、引かんことには絶対水漏んねん。
委 員	そら、コンクリしたらどうやな。下にコンクリを、ほんだらにえこまへん。
議 長	そういうことで、地権者も理解してるということやから。
委 員	そら知らない。素人ではわからん。
委 員	ボーリングよりもこれのほうが。 調査のほうが具合悪いよ、私の経験では。
議 員	それは島本町の教育委員会やから、信頼してね。民間企業やないから。

委員	信頼できへんで。
議長	地権者と話はして、協定結んだりしてはるから、我々としてはそれは信用しようと思う。
委員	一遍やってみ。 やったらわかるわ。俺に言わしたら。そこまで私がいうてんねんから。
議長	そらそれ余り言うたら、これ申請が認めないということになって、大変なことになるから。
委員	そうそうそう。
議長	そういう心配をした上で。
委員	心配しとるわけ。 トラックがピュッと亀になりよる。
議長	承認するという形にせなしゃあない。
委員	1年目だけで、2年目はならへんけど、1年しか田んぼはせえへん。
委員	それが問題やねん。
委員	1回だけのこと。
議長	それやから、これ後から計画書も出してやらなあかんねんけど、業者手を抜いてる。
委員	はい、こういう意見がでましたけど、ほか、この件について、これはもう教育委員会やから、どうのこうの言うことなしに、誰しものが心配しておると思うけど、そのとき対応してもらおう。
委員	やったことがないことをするわけやから。
議長	大体この一時転用でこういうことするのはあんまようない。
議長	それでは採決とってよろしいか。 審議案件②の「農地法第5条の規定による許可申請書について」、承認

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>される方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ということで承認されたものいたします。それでは意見書を添えて、この件については大阪府のほうへ申請書を提出することとします。</p> <p>それでは審議が終了しましたので、清水委員の議事参与制限を解除いたしますので着席願います。</p> <p>(清水委員 着席)</p> <p>それでは清水委員が入っていただきましたので、清水委員に報告いたします。退席いただきました案件につきましては、意見はありましたけども、全員賛成で承認されました。</p> <p>ただ、農地が掘った後、かなり深さあるんで、米植えるときに耕うん機が傾いたりする心配があるということですから、そのときは教育委員会とその辺もつけて、農地、地権者の方に、ご報告なりしていただいたらいいかと思います。</p> <p>以上で本日の審議が終了いたしました。委員の皆さんからそのほか何かあったらお願いいたします。</p> <p>川村委員。</p>
<p>委員</p>	<p>私が今まで経験したことで、道路公団と名神とJR、この間が比較的、この半世紀の間、50年間の間に、まず名神ができました。次に開発がずうっとかかっているわけ。向こうからトッパン、それから小野薬、ふれセン、ましてここの今、関電のこれも、ちょうど名神とJRの間がかなり変わっているわけ、これが従来は排水が、高浜、かなり影響あるから、この水がずっと高浜の方面に流れてきまして、ほんで結局農業排水と、今度一挙に都市排水になっちゃうわけ、都市排水に、だから農業排水は田んぼやか山というのは、水を抱き込む能力があんねやけど、都市化した場合は、どっとくるわけ、このごろ、特に猛烈なゲリラ豪雨、100mm対応しておっても、間に合わん場合があるわけ。だから今雨水幹線今通してもらってますわな、当然ここは都市排水の雨水幹線に直結する、排水を考えておいてもらわなあかんと思う。</p> <p>というのは、ちょうど高浜が今ニチレイのところに、雨水幹線の取り口があるんやけども、あれをオーバーしてくるわけです。だからあそこのゲート本来は台風的时候は、水門開けなあかんねんけど、逆に台風的时候に</p>

<p>議 長</p>	<p>閉めなあかん場合がある。そういうことも考慮していただいて、排水のほうをかなり重点的にその計画の中に入れておいてもらわんと、たちまちこの水害、よく高浜、今のニュー高浜と、高浜と、青葉3丁目、ときおり床下浸水するわな。だから都市構造上が非常に変化してるから、雨の対応ができてないわけ。まして新幹線という、堤防があるわけや、一つのあれは大きな堤防やと思わなあかん。</p> <p>だから一番島本町の南側、青葉3丁目、高浜のニュー高浜のあの辺がかなり低いことを考慮しといてもらわんと、あかんと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>何かいまの件でどなたか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。町といたしましても平成24年度皆さんもご存じやと思うんですけど、8月14日、ちょうどお盆のときに、ごっつい雨降りまして、町内、床上、床下合わせて750戸ぐらい浸かったということも経験いたしております。それから急ピッチで、雨水幹線の接続、急いでつないでいっておるんですけども、雨水幹線接続そのものもまだ完成いたしておりません。最後上牧から171号線にいく間のところを今、高槻市に工事をしていただいている状況で、予定では、来年の3月までには、来年ですよまだ、来年の3月までにはつながるんじゃないか、つながりますと、川村委員からございましたように、青葉の辺、ニュー高浜、一番低い水がたまってくる、新川の水がその雨水幹線に落とせるという計画が一つ進んでると、あと、先ほどもご紹介ありましたように、ちょうど関電のテニスコートがあったところのJR沿いに今雨水幹線通す工事をやっております。これをずっと、下のほうにもってきまして、そこでも水を取るということで、計画を進めております。これちょっと、ごっつい大規模な計画になってますんで、完成はまだ先になるんですけども、それがつながりますと、阪急水無瀬駅前、あそこも過去から数回浸かっておりますので、その軽減というのも図る予定にしております。</p> <p>それと後合わせて、西側の開発、JR西側の、あそこの開発も今の田んぼ畑から、都市化という形でなりますので、これについても一定地下に貯溜の施設の建設というのも計画はいたしております。</p> <p>いずれにいたしましても、考え得る災害については、一定想定の上で対応策というのは組んでいくんですけども、きょう日ほんとに想像をだにしない、雨降ったりということも起こり得りますので、その辺については、逆にまた地域の、皆様からも、いろいろな御意見をお聞かせいただいて、その都度行政としても、いろいろな方策を検討してまいりたいというふうに考えております。</p>

議 長	<p>私から以上です。ありがとうございます。</p> <p>農業委員会といたしましても、正式に区画整理事業が設計ができて、なったときは、農業委員会としてどういうふうに、排水が流れていくのか、高浜の下の農地にどういう悪影響を与えるかということは、今からチェックして皆さん方と議論していきたいと思いますので、その説明を業者からさせます。</p>
委 員	<p>済みません。</p>
議 長	<p>はい。</p>
委 員	<p>今部長のほうで、説明があったと思うんですけども、こちらから関電のグラウンドに沿って、JRくぐる手前に道路にぼこっと三角、出とるんです、囲いして、テニスコートの跡地のとこ。</p> <p>交通のあれがごっつう。</p>
議 長	<p>私有地やね。</p>
委 員	<p>あれ私有地なんですか。</p> <p>不便でね、道路として今までつこてましたんで、通行する人は、あれがどういう形なのか、あれがどういう形になるのかわかってたら教えてほしい。</p>
事務局長	<p>百山のアンダーパスのところですよ。入り口のところですよね。</p>
委 員	<p>入り口左側の。</p>
事務局	<p>左側一応まだあそこは私有地という形になってるんですけども、その線路沿いに、先では、雨水幹線通った後に、自転車と歩行者が通れる歩道がつく予定となっております。線路沿いにずっと、人が要は歩けるような道になってアンダーパスがあって、次、体育館のほうに向かう桜並木という形に今なってるんですけども、そこについては、そこマンションと戸建が建つということで、車も含めて、歩行者、自転車、交通量が増えるということが当然見込まれますので、あそこについては、まだちょっといつということはまだなかなか難しいですけども、今検討しておりますのは、ガードを潜るときの見通しも含めてガードそのものを広げるというのは現実的にしんどい部分あるんですけども、車が待機できるような、お互いが見</p>

	<p>やすいようなアンダーパスの改良と、あと桜並木側についても桜があつて、車がおりにくいとかがいろいろありますので、桜についても、伐採というようなことも当然考慮して自動車道、歩道の拡幅というのは計画的に行っていく予定といたしてはおります。</p> <p>ちょっと今、まだいつということまではなかなか言えない、当然委員からご指摘いただいたように、町内やっぱり、そういう部分で道路、歩行者、自動車等、いろんな課題がありますので、その辺については順次対応は、計画的にしていきたいと思いますと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ほか、何かございませんか。</p> <p>事務局のほう何かありませんか。</p>
事務局	<p>事務局から2点ご報告とお願いがございます。</p> <p>まず1点目ですが、生産緑地制度導入の進捗状況についてのご報告でございます。</p> <p>昨年10月に会長から町長へ生産緑地制度導入を求める意見書が提出されましたが、現在、都市計画部局において導入について前向きに検討が行われております。</p> <p>導入にあたっては予算を伴うため、予算査定等の都合上、町としての方針は平成30年度の町長の施政方針及び予算の公表のタイミングでお知らせすることを予定しているとのことです。したがいまして、現時点では正式な町の方針につきまして、お知らせすることはできませんが、決まり次第、委員の皆様にお示しさせていただきます。</p> <p>続きまして2点目、メールアドレスの提供についてのお願いでございます。</p> <p>毎月、月末に事務局から委員の皆様には次の月の農業委員会開催の有無について電話でご連絡させていただいておりますが、ご不在の方も多く、連絡が行き届くまで時間を要している状況となっております。事務局からの連絡事項を速やかに確実に皆様にお伝えするため、電子メールを使用されている方は、メールアドレスをご提供いただければと考えております。会議が始まる前に、皆様のお手元に記入用紙をお配りしております。この紙にも書いておりますが、にぎわい創造課のメールアドレス宛てに、氏名を明記してメールを送信していただくか、氏名とメールアドレスを記入してご提出いただくか、いずれかの方法によりご提供いただければと思います。メールが使われていない方は、紙にお名前と、メールアドレスの欄になしと書いていただいでご提出いただければと思います。</p> <p>ご協力いただいた方には、郵送や電話連絡が必要な場合を除きまして、</p>

<p>議 長</p>	<p>基本的にはメールでご連絡させていただく予定をしております。 事務局からは以上でございます。</p> <p>ただいま説明、連絡ありましたけれど、何かこの件について事務局に対してありませんか。よろしいか。</p> <p>特にないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。どうも長時間ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは以上をもちまして、第4回島本町農業委員会を閉会いたします。本日は、お忙しいところありがとうございました。お疲れさまでした。</p>